とくりつぎょうせいほうじんこくりつびじゅつかん 独立行政法人国立美術館における障害を理由とする きべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう 差別の解消の推進に関する対応要領

もくてき (目的)

第1条 この要領 (以下「対応要領」という。)は、障害を理由とする 差別の解消の推進に関する法律 (平成25年法律第65号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 (平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、法第7条に規定する事項に関し、 とくりつぎょうせいほうせんこくりつびじゅつかん (以下「法人」という。)の役員及び職員 を含む。以下「後職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めたものである。

(不当な差別的取扱いの禁止)

ごうりてきはいりょ ていきょう (合理的配慮の提供)

第3条 役職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、特別の意味を使事をしている管理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。これに当たり、役職員は、別紙に定める事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

- 第4条 役職員のうち、法人組織規則第10条に規定する課長職以上の地位にある者(以下「監督者」という。)は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意し、また、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。
 - 一 日常の執務を通じた指導等により、障害差別の解消に関し、監督する ではよくいか ちゅうい かんき 役職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を 変がい なか 深めさせること。
 - こうりてきはいりょうないできょう。 さべってきとりあつか こうりてきはいりょう まていきょう たい そうだん 管害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、 にょう もうしでとう ばあい じんそく じょうきょう かくにん 苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
 - きん ごうりてきはいりょ ひつようせい かくにん ばぁい かんとく やくしょくいん たい こうり 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する役職員に対して、合理 てきはいりょ ていきょう てきせつ おこな 的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速 かつ適切に対処しなければならない。

ちょうかいしょぶんとう (懲戒処分等)

第5条 役職員が障害者に対し、不当な差別的取扱いを繰り返した場合、 本た かじゅう ななたん 又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供を繰り返した 場合には、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を また はあいとう がいとう ななたん 場合には、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を まった場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制の整備)

- 第6条 役職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族 その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口は、本部事務局総務企画課とする。
- 2 前項の窓口については、必要に応じて、相談や紛争解決に対応する役職員の確保・充実を図るものとする。

(研修・啓発)

- 第7条 法人は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、役職員 に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。
- 2 新たに役職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に

が則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

での比別紙

とくりつぎょうせいほうじんこくりつびじゅつかん独立行政法人国立美術館における障害を理由とするまべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう かか りゅういじこう 差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項

だい なとう さべってきとりあつか きほんてき かんが かた 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・ ・ 世上でする。 ・ 世上でするを各種機会の提供を拒否する文は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーにはいりようがいた。合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーにはいりようがいた。こうりてきはいりようなどのようとりあっか、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。法人においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、そんがいはっせいにぼうしとう。およりにようだいとなりりえき、利から、あんぜんの確保、財産の保全、資害発生の防止等)及び法人の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等のかんてん。鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

だい あとう きべってきとりあつか ぐたいれい 第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障害があることを理由に窓口対応を拒否する。
- 障害があることを理由に対応の順序を劣後させる。
- 障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供 等を拒む。
- (障害 があることを理由に法人が主催する説明会、シンポジウム等への 出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害がある ことを理由に、来訪の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付ける。

だい ごうりてきはいりょ きほんてき かんが かた第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現にせ会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会における様々な障壁とけばして、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者のたけんりりえきをのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者のたけんりりえきを得したがいた。 ではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者のたけんりりえきを侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要

としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その としている社会的ではないものである。

合理的配慮は、法人の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び活動について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に指げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者とのかけいせい ちょうき には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、できばずる 環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの もくげん こうりっか でん じゅうよう である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、では、など、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害(発達しょうがいまく。)等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、かいじょしゃとう。)等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、かいじょしゃとう。コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思のひょうかいまく。表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の はまましていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当 がいしょうがいしゃ たい てきせつ とおも はいりょ ていあん はたりま ではまなして適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。
- 5 法人がその事務又は事業の一環として実施する事務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

だい かじゅう ふたん きほんてき かんが かた第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

やくしょくいん 役職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を せつめい 説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

- じつげんかのうせい ていど ぶつりてき ぎじゅつてきせいやく じんてき たいせいじょう せいやく 実現可能性の程度 (物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ひょうふたん ていど 費用負担の程度

第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、たまうを持かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。 なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

○ 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯

_{するーぷ ゎた} スロープを渡すなどする。

- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で ある。 歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いた りする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を をびらふきん 扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の かくほこんなん 確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の たいおうまどぐち をがいまっかいと、 当該障害者に事情を説明し、対応窓口の たいおうまどぐち がくに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、役職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を用いる。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやす い記述で伝達したりする。
- 比喩 表現 等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを はいずに説明する。
- 知的障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、
 ないよう
 りかい
 内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は
 避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記する
 るなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、 手続順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、 とうがいしょうがいしゃ じゅんばん く 当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- 法人の敷地内において、車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更す

- る。

 法人の敷地内の駐車場等において、障害者の来訪が多数見込まれる

 大きがいしゃせんよう くかく へんこう にまっがいしゃせんよう くかく へんこう に生まっがいしゃせんよう くかく でき ばあい つうじょう しょうがいしゃせんよう くかく しょうがいしゃせんよう くかく へんこう 場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更
- する。

 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得ら れることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

第7 留意点

プラレちゅう のぞ 別紙中「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であって も、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法(昭和45年法律 望まれることを意味する。